

令和 8 年(2026 年)5 月 1 日

保護者 様

城陽市立北城陽中学校
校 長 中村 聡

令和 8 年度学校諸費等の口座振替金額について

平素は本校教育の進展にご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、学校諸費等の口座振替金額について下記のとおりお知らせしますので、ご確認の上ご指定いただいた口座への準備をお願いします。

毎月の徴収額については、1 年間使用する教材・資料・その他経費等を毎月平均化し徴収する計画です。
口座振替金額は[1 表]を、内訳は[2 表]を参照してください。

今後とも現金持参によるトラブル防止のため、口座振替へのご協力をお願いします。

記

1 口座振替日 毎月 18 日 (土・日・祝日の場合は翌銀行営業日)

2 注意点

- (1) 第 1 回目の振替(5 月 18 日)で、**4・5 月の 2 か月分**を振り替えます。
(2) 夏休み期間中(8 月 18 日)も引き落としがありますのでご了承ください。

3 各学年の口座振替金額

[1 表] 学年別・口座振替金額 (1 か月分) (単位: 円)

学 年	区 分	1 年	2 年	3 年
4 月～ 12 月	A (一世帯の場合)	10,252	9,752	8,252
	B (兄弟在籍)	10,012	9,512	8,012
1 月	A (一世帯の場合)	10,252	6,752	8,252
	B (兄弟在籍)	10,012	6,512	8,012
2 月	3,000 円 (旅行積立) 給食費・学年費の精算額		給食費・学年費 精算額	給食費・学年費 精算額

[2 表]

ア 1 表の内訳 (単位: 円)

学年	全学年共通		1 年		2 年		3 年
項目	諸費	給食費	学年費	積立金	学年費	積立金	学年費
4 月～ 12 月	A 552	4,200	2,500	3,000	2,000	3,000	3,500
	B 312						
1 月	A 552	4,200	2,500	3,000	2,000	0	3,500
	B 312						
2 月	0	精算額	精算額	3,000	精算額	0	精算額

イ やまびこ学年費

(単位: 円)

1 年	2 年	3 年
1,800	1,800	3,300

諸費等徴収の詳細について

1 諸費の内訳

(1) 諸費

ア 1 か月分の費用

	種 類	A (一世帯の場合)	B (兄弟在籍)
1	P T A 会費	240	0
2	生徒会費	240	240
3	学習活動費	72	72
	合 計	552	312

イ 1 か月の徴収額 (A の場合)

1	P T A 会費	240 円	$200 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 2,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回}$
2	生徒会費	240 円	$200 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 2,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回}$
3	学習活動費	72 円	$60 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 720 \div 10$

(2) 給食費 (1 食 285 円)

ア 1 か月の徴収額 4,200 円

イ 毎月の徴収額の平準化と学年末 (2 月分) の負担軽減のため 8 月も徴収します。

(3) 学年費 (副教材等)

学年	年間徴収額	内訳
1 年	約 25,000 円	$2,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 回} + 2 \text{ 月 (精算額)}$
2 年	約 20,000 円	$2,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 回} + 2 \text{ 月 (精算額)}$
3 年	約 35,000 円	$3,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 回} + 2 \text{ 月 (精算額)}$

(4) 修学旅行積立金

学年	年間徴収額	内訳
1 年	33,000 円	$3,000 \text{ 円} \times 11 \text{ 回 (4 月} \sim 2 \text{ 月)}$
2 年	27,000 円	$3,000 \text{ 円} \times 9 \text{ 回 (4 月} \sim 12 \text{ 月)}$

(3 年生の徴収はありません。)

2 入金について

(1) 口座振替金額は[1 表]を参照し、毎月 18 日までに南都銀行の普通預金口座に入金してください。

※諸費口座の変更をされた場合は、すぐにご連絡ください。

(2) 振替不能の場合は学校より文書でお知らせしますので、振込で納入をお願いします。

(3) 遅延の場合の振込手数料は保護者負担となりますのでご了承ください。

3 徴収額の調整等

(1) 諸費 (P T A 会費・生徒会費・学習活動費) は 1 月まで徴収します。

(2) 給食費・学年費は 1 月まで定額を徴収します。2 月に精算額を徴収します。

(3) 学年末には、精算報告を行います。

4 就学援助を受給されている方へ

(1) 給食費は徴収しません。

(2) 第 1 学年・第 2 学年で修学旅行積立金を徴収しますが、修学旅行実施後に返金します。

※途中で就学援助対象でなくなった場合、全額を徴収するのが困難なための措置です。